

次期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画策定の進め方（案）について

1 策定スケジュール

	国の基本的事項検討状況	外部検討機関		庁内	
		歯科保健推進協議会	8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会	庁内検討会議	健康推進課
R4年 11月					■計画評価等のための調査
12月	次期基本的事項素案審議				
R5年 1月	次期基本的事項最終案審議		◆第1回会議 【作業スケジュール】		■調査結果とりまとめ
2月					
3月		◆第1回会議 【作業スケジュール】			■骨子案作成
4月	次期基本的事項公表(春頃)			庁内関係課との検討・調整	
5月			◆第1回会議 【評価結果】 【骨子案審議】		
6月		◆第1回会議 【評価結果】 【骨子案審議】			
7月					
8月			◆第2回会議 【中間案検討】 【目標項目・数値検討】		■中間案作成
9月					
10月					
11月		◆第2回会議 【中間案審議】			
12月					□パブリックコメント(1か月間)
R6 1月			◆第3回会議 【最終案検討】		□パブコメ結果集計
2月		◆第3回会議 【最終案審議】			■最終案作成
3月	2024年～次期基本的事項開始				

○ 次期計画については、国の次期歯科口腔保健の推進に関する基本的事項、宮城県歯と口腔の健康実態調査等による第2期計画の評価結果及び他県の動向を踏まえながら、宮城県歯科保健推進協議会、8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会で内容を協議することとし、庁内検討会議での検討や、パブリックコメントの手続きを経た上で策定する。

○ 歯科保健推進協議会では、第2期基本計画の評価結果の他、次期計画について、骨子案、中間案、最終案の審議を行う。

2 第2期基本計画の評価結果の協議の進め方について

- 達成指標全28項目について、右記の区分で評価する。
※第1期計画評価時と同様の区分を採用

A	改善しており、目標を達成している
B	改善しているが、目標は達成していない
C	変わらない
D	悪化している
—	設定した指標又は把握方法が異なるため評価が困難

- 下記「達成状況等評価シート」を、テーマ（ライフステージ等）ごとに、8020検討評価委員会委員（評価シート作成支援委員案のとおり）の御意見を伺いながら作成、R5.5開催の8020検討評価委員会で協議。R5.6開催の歯科保健推進協議会へ本シートを報告の上協議いただき、評価結果とする。

達成状況等評価シート

テーマ(ライフステージ等)名				
1 達成指標の評価				
達成指標項目	ベースライン値	目標値	実績値	評価
(評価にあたっての考え方及び留意点)				
新型コロナウイルス感染症の影響等についての言及等				
2 取組の状況				
<ul style="list-style-type: none"> ・各達成指標項目に関する取組 ・テーマ全体に係る取組 ・その他関連する取組 等 				
3 総評				
4 課題				
5 今後の方向性				

評価シート作成支援委員案

テーマ	委員所属
妊産婦期・乳幼児期	一般社団法人宮城県歯科衛生士会 市町村（行政）
学童期・思春期	東北大学大学院歯学研究科 宮城県学校保健会
青年期	一般社団法人宮城県歯科医師会
壮年期	全国健康保険協会宮城支部
高齢期	特定非営利活動法人宮城県ケアマネジャー協会
障がい児・者	一般社団法人宮城県歯科医師会 一般社団法人宮城県手をつなぐ育成会

◆ 県の次期基本計画の骨子案については、

- ・ 第2期基本計画の評価結果
- ・ 令和5年春に公表予定の国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」等を基に事務局で案を作成，R5.6開催の歯科保健推進協議会で協議する。

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（素案）の概要 ※詳細は「参考資料5」

○計画期間

令和6（2024）年度から令和17（2035）年度 までの12年間

○項目

第一 歯科口腔保健の推進のための基本的な方針

- 一 歯・口腔に関する健康格差の縮小
- 二 歯科疾患の予防
- 三 口腔機能の獲得・維持・向上
- 四 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健
- 五 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

第二 歯科口腔保健を推進するための目標・計画に関する事項

- 一 目標・計画の設定及び評価の考え方
- 二 歯科口腔保健を推進するための目標・計画
 - 1 歯・口腔に関する健康格差の縮小における目標・計画
 - 2 歯科疾患の予防における目標・計画
 - (1) 乳幼児期
 - (2) 学齢期
 - (3) 青壮年期
 - (4) 中年期・高齢期
 - (5) その他
 - 3 口腔機能の獲得・維持・向上における目標・計画
 - (1) 乳幼児期から学齢期
 - (2) 中年期から高齢期
 - 4 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健における目標・計画
 - 5 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備における目標・計画

第三 都道府県及び市町村の歯科口腔保健の基本的事項の策定に関する事項

- 一 歯科口腔保健推進に関する目標・計画
- 二 目標，計画策定の留意事項

第四 歯科口腔保健を担う人材の確保・育成に関する事項

第五 調査及び研究に関する基本的な事項

- 一 調査の実施及び活用
- 二 研究の推進

第六 その他歯科口腔保健の推進に関する重要事項

- 一 歯科口腔保健に関する正しい知識の普及に関する事項
- 二 歯科口腔保健を担う者の連携及び協力に関する事項
- 三 大規模災害時の歯科口腔保健に関する事項

別表第一 歯・口腔に関する健康格差の縮小における目標

別表第二 歯科疾患の予防における目標

別表第三 生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得・維持・向上における目標

別表第四 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健における目標

別表第五 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備における目標